

## 社会福祉法人聖坂学園 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 2 月 16 日～平成 33 年 2 月 15 日
2. 内容

目標 1：妊娠中の女性職員が育児休業を取得し、原職への復帰ができるよう、業務内容や業務体制の見直しを行う。

<対策>

- 平成 28 年 2 月～ 過去 5 年間の女性職員の育児休業の取得状況、職場復帰の状況を調査
- 平成 29 年 4 月～ 管理者会議等で原職への復帰のための業務内容・業務体制を検討
- 平成 30 年 4 月～ 職員に対して業務内容・業務体制を周知

目標 2：妊娠中の女性職員へ育児休業中の待遇、育児休業後の労働条件に関する情報提供を行う。

<対策>

- 平成 28 年 2 月～ 就業規則の育児休業に関する記述の確認
- 平成 28 年 4 月～ 妊娠中の女性に対し、法人より産前産後休業、育児休業、職場復帰後の労働条件について順次説明を実施

目標 3：職員の子女の職場見学により、職員が働いている姿を実際に見ることができる機会を作る。

<対策>

- 平成 28 年 2 月～ 職場見学できる行事を検討し、年数回の子女の受け入れができる体制をつくる
- 平成 29 年 4 月～ 子女の受け入れを開始